

災害救助法適用地域の特別お取り扱いについて

このたびの災害により被災された皆さまに、心からお見舞いを申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被災された皆さまからお申し出をいただいた際には、以下のお取扱いをさせていただきます。

1. 保険料のお払込みについて

被災により保険料のお払込みが困難な場合、お申し出により、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 給付金等のお支払いについて

お手続きの際、お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

3. 入院給付金のお支払いについて

今回の災害を原因としてケガをされたお客さまが、病院の事情により、直ちに入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合は、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日からご入院を開始したものととして入院給付金をお支払いいたします。


また、病院の事情により、当初の予定より早い退院となり、その後は臨時施設等で治療を受けられた場合や、ご入院を伴わず全ての治療を臨時施設等で受けられた場合は、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで、当該期間についてもご入院されたものととして入院給付金をお支払いいたします。

令和4年8月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用状況

適用市町村		法適用日
山形県	米沢市、長井市、南陽市、東置賜郡高島町、東置賜郡川西町、西置賜郡飯豊町	8月3日

お客さまからのお問い合わせ・ご相談を下記窓口において承っておりますので、ご利用いただきますよう、ご案内申し上げます。

【お問い合わせ先】

メディアケア生命コールセンター  **0120-315056**

受付時間 [平日 9:00~18:00 土日 9:00~17:00]

(祝日・年末年始(12/31~1/3)は除く)

*新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、コールセンターの受付時間が変更となる場合があります。詳細は、弊社ホームページにてご確認ください。